

太子町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳 人口 (令和7年1 月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和5年度の 人件費率
令和6 年度	人 33,414	千円 13,641,664	千円 142,251	千円 2,154,773	% 15.8	% 15.4

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費			
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
令和6 年度	人 182	千円 696,741	千円 112,708	千円 274,806	千円 1,084,255

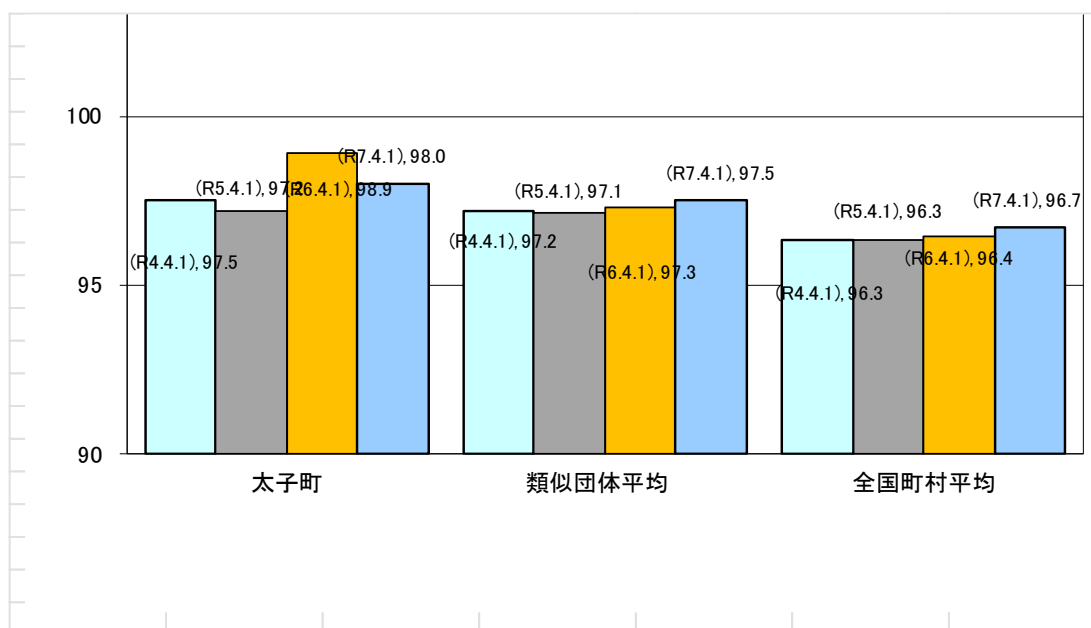
(参考)一人当た り給与費 B/A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
千円 5,957	千円 5,979

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合) により算出。)
- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

(4) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の上上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なるの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

① 給料表の見直し

[**実施** 未実施]

【実施時期】令和7年4月1日

【実施内容】一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から7級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の上上げを実施。(国の8級以上に相当する級がないため、隣接する級間での給料月額の上重なるの解消は実施していない。)

② 地域手当の見直し

【支給割合】国基準4%に対し、太子町においても4%を支給。

【実施時期】令和7年4月1日より実施。段階的に支給割合を引き上げることとし、令和7年4月1日時点では2%、令和8年4月1日からは4%を支給。

	各年度の支給割合			
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
国基準による支給割合	0%	0%	4%	4%
太子町の支給割合	0%	0%	2%	4%

③ その他の見直し内容

扶養手当、通勤手当、単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。

(令和7年4月1日実施)

(5) 特記事項

	一 般 職	特 別 職
令和7年度		給料月額の減額 町 長：20%減額 （令和5年1月1日～令和8年11月12日） 副町長：10%減額 （平成26年4月1日～令和8年11月12日） 教育長：8%減額 （平成27年4月1日～令和8年11月12日）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和7年4月1日現在)

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
太子町	38.2 歳	308,600 円	369,513 円	339,959 円
兵庫県	42.8 歳	331,700 円	428,542 円	384,983 円
国	42.9 歳	332,237 円	—	414,480 円
類似団体	41.3 歳	317,183 円	385,375 円	353,947 円

② 技能労務職

区 分	公 務 員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)
太子町	—	—	—	—	—
うちその他	—	—	—	—	—
兵庫県	57.4 歳	278 人	331,000 円	394,585 円	362,482 円
国	51.3 歳	1,703 人	294,567 円	—	337,907 円
類似団体	51.4 歳	6 人	300,025 円	336,084 円	321,797 円

区 分	民 間			参 考
	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
太子町	—	—	—	—
うちその他	—	—	—	—
兵庫県	—	—	—	—
国	—	—	—	—
類似団体	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
太子町	—	—	—
うちその 他	—	—	—

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、賃金構造基本統計調査において比較することが適当な民間類似職種がない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③（幼稚園）教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
太子町	41.5 歳	340,130 円	372,970 円
兵庫県	40.8 歳	372,600 円	434,155 円
類似団体	40.8 歳	313,424 円	351,860 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

3 個人情報の観点から、対象となる職員数が1人又は2人の場合は、当該箇所を「*」としている（その他、数値のない欄については、すべて「—」としている。）。

(2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		太子町	兵庫県	国
一般行政職	大学卒	225,600 円	225,600 円	220,000 円
	高校卒	194,500 円	194,500 円	188,000 円
技能労務職	高校卒	227,700 円	185,700 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和7年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	279,060 円	(19～21年) 347,300 円	(23～25年) 370,550 円	407,140 円
	高校卒	—	—	—	—
技能労務職	高校卒	—	—	—	—

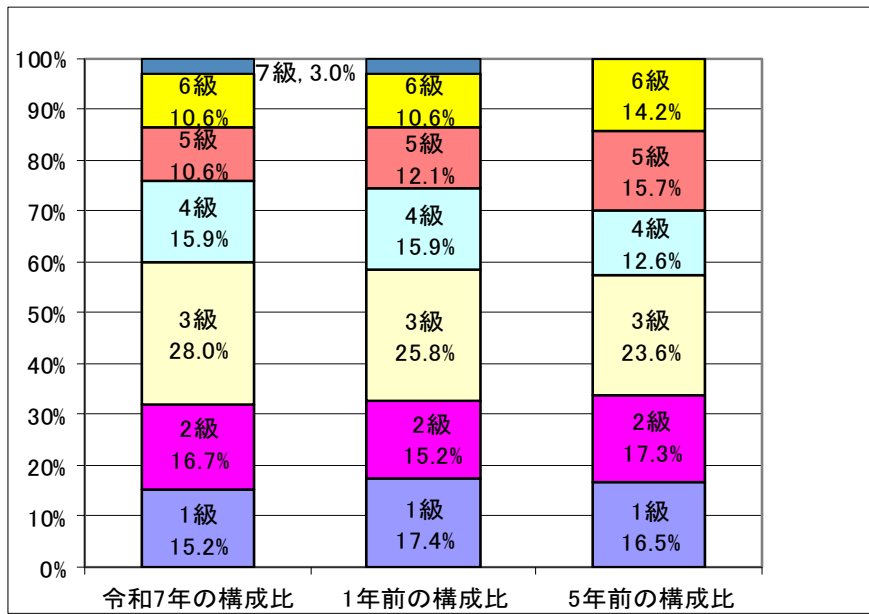
- (注) 1 各経験年数に該当する職員数が3人以下の場合は、近似の経験年数について記載している。
2 各経験年数と近似の経験年数に該当する職員が3人以下の場合は、「—」としている。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

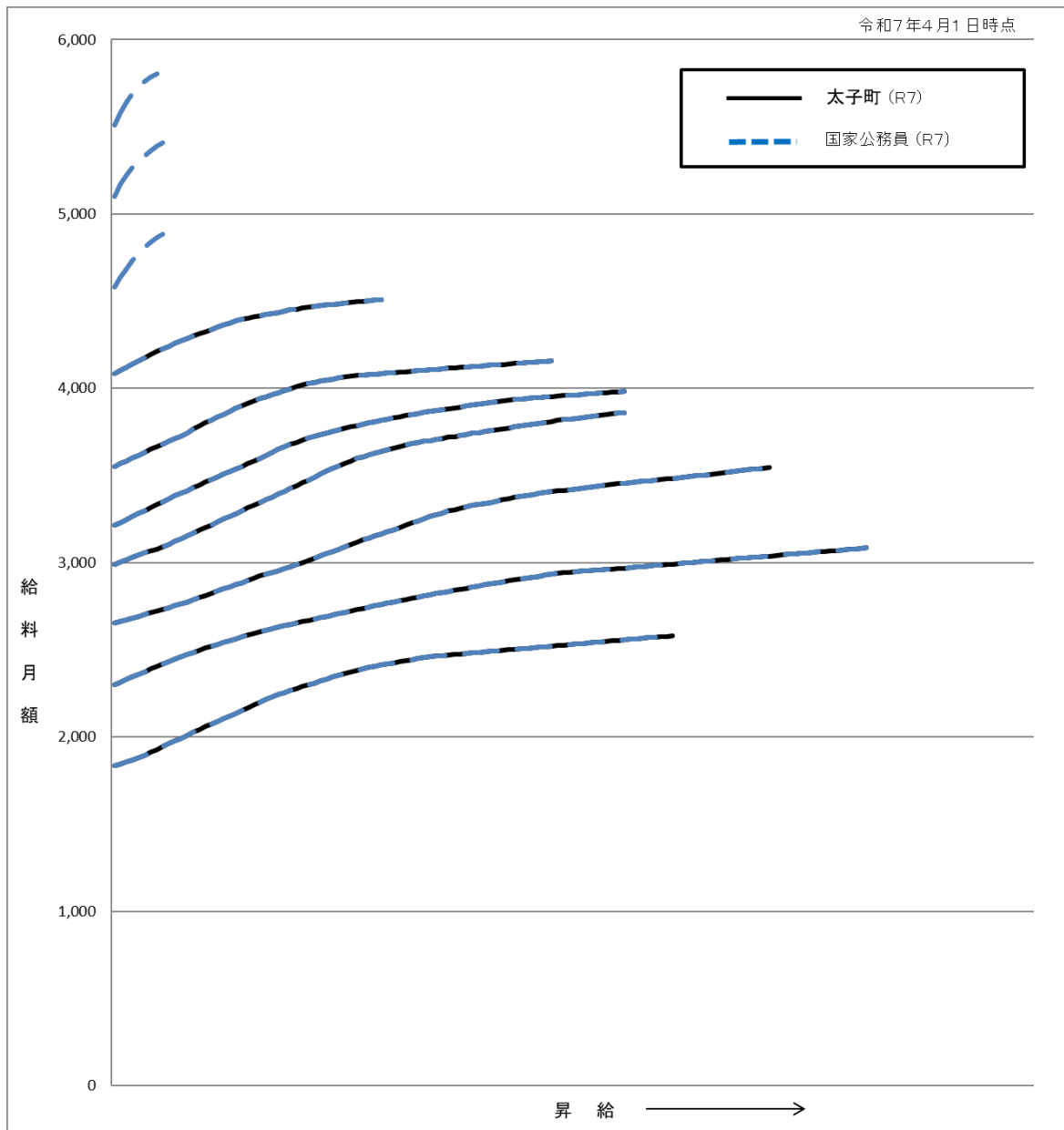
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
7級	部長	人 4	% 3.0	円 408,300	円 450,900
6級	課長	人 14	% 10.6	円 355,200	円 415,700
5級	副課長	人 14	% 10.6	円 321,300	円 398,200
4級	係長、主任主査	人 21	% 15.9	円 298,800	円 386,100
3級	主査	人 37	% 28.0	円 265,300	円 354,700
2級	主事	人 22	% 16.7	円 230,000	円 308,500
1級	主事	人 20	% 15.2	円 183,500	円 258,100

- (注) 1 太子町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 令和6年に6級制から7級制に変更している。

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（太子町）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	○
上位、標準の区分		○		
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

太子町	兵庫県	国
1人当たり平均支給額 (令和6年度) 1,663千円	1人当たり平均支給額 (令和6年度) 1,856千円	—
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.10月分 (1.40)月分 (1.00)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.10月分 (1.40)月分 (1.00)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.10月分 (1.40)月分 (1.00)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（太子町）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	○
上位、標準の成績率		○		
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和7年4月1日現在）

太子町				国			
(支給率)	自己都合	応募認定・定年		(支給率)	自己都合	応募認定・定年	
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分		勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分		勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	
勤続35年	39.7575月分	47.709月分		勤続35年	39.7575月分	47.709月分	
最高限度	47.709月分	47.709月分		最高限度	47.709月分	47.709月分	
調整率	83.7/100			調整率	83.7/100		
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2%~45%)				その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2%~45%)			
1人当たり 平均支給額 10,300千円				-			

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		0千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		0円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）
全域	0%	0人	0%

(4) 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		24千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		6,000円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度）		2.2%		
手当の種類（手当数）		4種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和6年度決算）	左記職員に対する支給単価
防疫手当	当該業務に従事する職員	感染症患者の収容又は患者の家の消毒等に従事したとき	0千円	1件につき1,200円
行旅死亡人取扱手当	当該業務に従事する職員	行旅死亡人の移送、埋葬等に従事したとき	0千円	1件につき2,200円
精神障害者取扱手当	当該業務に従事する職員	精神障害者の収容移送等に従事したとき	0千円	1件につき1,000円
犬・猫死体処理手当	当該業務に従事する職員	犬・猫死体処理に従事したとき	24千円	1件につき1,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	46,979千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	309千円
支給実績（令和5年度決算）	44,627千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	267千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （令和6年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額 （令和6年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 (1)配偶者 3,000円 (2)子 11,500円 (3)孫、父母、祖父母、弟妹、重度心身障害者 6,500円 ※満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの間にある子1人につき5,000円加算	同じ		16,996千円	246,317円
住居手当	自ら居住するための住宅を借り受け、家賃を	同じ		11,102千円	270,773円

	<p>支払っている職員に支給</p> <p>(1) 家賃27,000円以下 家賃額 - 16,000円</p> <p>(2) 家賃27,000円超え (家賃額 - 27,000円) × 1/2 + 11,000円 (支給限度額28,000円)</p>				
通勤手当	<p>通勤のため交通機関等 を利用している職員又は 自動車等を使用している 職員に支給</p> <p>(1) 交通機関等の利用者 運賃等相当額 (支給 限度額150,000円)</p> <p>(2) 自動車等の使用者 使用距離に応じて支給 2,000円～31,600円</p>	同じ		7,134千円	50,954円
管理職手当	<p>管理又は監督の地位に ある職員の職務の特殊 性に基づき支給</p> <p>部長相当職 82,000 円</p> <p>課長相当職 58,000 円</p> <p>副課長相当職 39,000 円</p>	異なる	<p>(俸給の特別調 整額)</p> <p>管理又は監督の 地位にある職員 の官職のうちそ の職務の特殊性 に基づき、人事 院規則で指定す る職にあるもの に対して支給 39,700円～139, 300円/月</p>	26,850千円	583,696円
宿日直手当	<p>宿直勤務又は日直勤務 を命ぜられた職員に支 給</p> <p>勤務1回につき4,400円</p>	同じ		207千円	4,400円

5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額 等	
給 料	町 長	712,000円（890,000円）		(参考) 類似団体における最高／最低額 920,000円／559,000円 760,000円／530,000円 —	
	副 町 長	657,000円（730,000円）			
	教 育 長	621,000円（675,000円）			
報 酬	議 長	390,000円		499,000円／280,000円	
	副 議 長	300,000円		430,000円／214,000円	
	議 員	271,000円		400,000円／189,000円	
期 末 手 当	町 長 副 町 長 教 育 長	(令和6年度支給割合) 6月期 2.20月分 12月期 2.30月分 計 4.50月分			
	議 長 副 議 長 議 員	(令和6年度支給割合) 6月期 2.20月分 12月期 2.30月分 計 4.50月分			
退 職 手 当	町 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)	
	副 町 長	71.2万円×在職月数×0.40	1,367万円	任期毎	
	教 育 長	65.7万円×在職月数×0.24	757万円	任期毎	
		62.1万円×在職月数×0.18	402万円	任期毎	
	備 考				

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月／教育長は3年＝36月)勤めた場合における退職手当の見込額である。(退職後に他の官職に任用される場合、記載どおり支給されないこともあります。)

6 職員数の状況

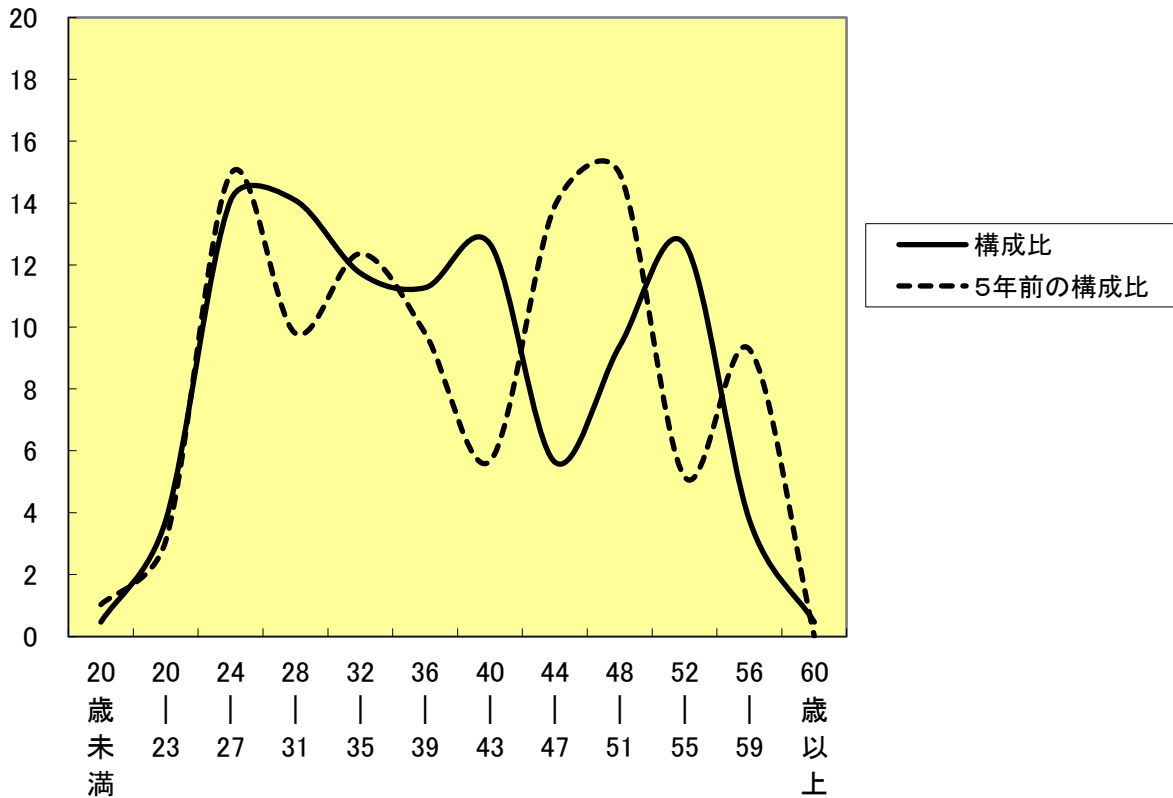
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門		区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
			令和6年	令和7年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	4	4		
		総 務	47	44	△3	業務体制の見直し等による減員
		税 務	12	12		
		農林水産	7	6	△1	業務体制の見直し等による減員
		商 工	2	2		
		土 木	15	17	+2	業務体制の見直し等による増員
		民 生	25	26	+1	業務体制の見直し等による増員
	衛 生	11	13	+2	業務体制の見直し等による増員	
		計	123	124	+1	<参考> 人口1万当たり職員数 37.1人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 54.10人)
		教育部門	59	59		
	小 計	182	183	+1	<参考> 人口1万当たり職員数 54.8人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 67.47人)	
公 営 会 企 業 部 等 門	水 道	下 水 道	4	4		
		そ の 他	16	18	+2	業務体制の見直し等による増員
		小 計	28	30	+2	
	合 計		210 [263]	213 [263]	+3 [0]	<参考> 人口1万当たり職員数 63.7人

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和7年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	8人	30人	30人	25人	24人	27人	12人	20人	27人	8人	1人	213人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	年 度						過去5年間の増減数(率)
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	
一般行政	122	124	134	131	123	124	+2 (+1.64%)
教 育	46	46	48	48	59	59	+13 (+28.2%)
普通会計 計	168	170	182	179	182	183	+15 (+8.9%)
公営企業等会計 計	27	29	30	31	28	30	+3 (11.1%)
総 合 計	195	199	212	210	210	213	+18 (+9.2%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用 に占める職員給与費 比率
令和6 年度	千円 493,451	千円 3,218	千円 84,964	% 17.2	% 13.8

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費0千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 市町村平均 一人当たり 給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和6 年度	人 8	千円 33,904	千円 6,382	千円 13,756	千円 54,042	千円 6,755	千円 6,316

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数である。
 3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

	一 般 職
平成17年度	給料月額の減額 3%減額

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
太子町	46.8歳	332,625円	527,084円
市町村平均	45.8歳	345,838円	524,813円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
 2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

太子町（水道事業）		太子町（公営企業以外）	
1人当たり平均支給額 (令和6年度) 1,700千円		1人当たり平均支給額 (令和6年度) 1,663千円	
(令和6年度支給割合)		(令和6年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.50月分	2.10月分	2.50月分	2.10月分
(1.40)月分	(1.00)月分	(1.40)月分	(1.00)月分

(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～10%
---	---

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

太子町（水道事業）			太子町（公営企業以外）		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)	
1人当たり平均支給額	10,455千円		1人当たり平均支給額	10,300千円	

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。
2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以降その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）			0千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）			0円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給割合）
全域	0%	0人	0%

エ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）			0千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）			0円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度）			0.0%	
手当の種類（手当数）			0種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和6年度 決算)	左記職員に対する支給 単価
—	—	—	—	—

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度）	3,098千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	387千円
支給実績（令和5年度）	1,685千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	337千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 (1)配偶者 3,000円 (2)子 11,500円 (3)孫、父母、祖父母、弟妹、重度心身障害者 6,500円 ※満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの間にある子1人につき5,000円加算	同じ		1,123千円	224,600円
住居手当	自ら居住するための住宅を借り受け、家賃を支払っている職員に支給 (1)家賃27,000円以下 家賃額－16,000円 (2)家賃27,000円超え (家賃額－27,000円)×1/2 +11,000円（支給限度額28,000円）	同じ		276千円	276,000円
通勤手当	通勤のため交通機関等を利用している職員又は自動車等を使用している職員に支給 (1)交通機関等の利用者 運賃等相当額（支給限度額150,000円） (2)自動車等の使用者 使用距離に応じて支給 2,000円～31,600円	同じ		253千円	63,250円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員の職務の特殊性に基づき支給	同じ		1,632千円	544,000円

	部長相当職 82,000円 課長相当職 58,000円 副課長相当職 39,000円				
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に支給 勤務1回につき4,400円	同じ		0千円	0円

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用 に占める職員給与費 比率
令和6 年度	千円 1,146,559	千円 127,851	千円 39,291	% 3.4	% 3.2

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費0千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 市町村平均 一人当たり 給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和6 年度	人 4	千円 16,509	千円 3,220	千円 6,683	千円 26,412	千円 6,603	千円 6,187

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数である。
3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

	一 般 職
平成17年度	給料月額の減額 3%減額

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和6年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
太子町	36.5歳	312,100円	515,058円
市町村平均	44.6歳	342,377円	516,175円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

太子町（下水道事業）		太子町（公営企業以外）	
1人あたり平均支給額 (令和6年度) 1,686千円		1人あたり平均支給額 (令和6年度) 1,663千円	
(令和6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.50月分 2.10月分 (1.40)月分 (1.00)月分		(令和6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.50月分 2.10月分 (1.40)月分 (1.00)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~10%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~10%	

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

太子町（下水道事業）			太子町（公営企業以外）		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	
1人あたり平均支給額	0千円		1人あたり平均支給額	10,300千円	

(注) 1 退職手当の1人あたり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）			0千円
支給職員1人あたり平均支給年額（令和6年度決算）			0円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
全域	0%	0人	0%

エ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		0千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		0円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度）		0.0%		
手当の種類（手当数）		0種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（令和6年度決算）	左記職員に対する支給単価
—	—	—	—	—

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	1,927千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	482千円
支給実績（令和5年度決算）	2,167千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	722千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（令和6年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 (1)配偶者 3,000円 (2)子 11,500円 (3)孫、父母、祖父母、弟妹、重度心身障害者 6,500円 ※満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの間にある子1人につき 5,000円加算	同じ		600千円	300,000円
住居手当	自ら居住するための住宅を借り受け、家賃を支払っている職員に支給 (1)家賃27,000円以下 家賃額－16,000円 (2)家賃27,000円超え (家賃額－27,000円)×1/2+11,000円（支給限度額28,000円）	同じ		0千円	0円

通勤手当	通勤のため交通機関等を利用している職員又は自動車等を使用している職員に支給 (1) 交通機関等の利用者 運賃等相当額（支給限度額150,000円） (2) 自動車等の使用者 使用距離に応じて支給 2,000円～31,600円	同じ		226千円	75,267円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員の職務の特殊性に基づき支給 部長相当職 82,000円 課長相当職 58,000円 副課長相当職 39,000円	同じ		468千円	468,000円
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に支給 勤務1回につき4,400円	同じ		0千円	0円